

これまでの議論を踏まえた論点について (センターが行う整理・分析)

厚生労働省医政局総務課
医療安全推進室

○ これまでの各構成員からの意見

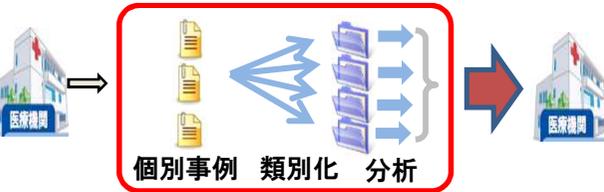
※ 研究班報告書及び日本医療法人協会報告書記載事項以外に、これまでの検討会の中で構成員から発言のあったものを事務局において要約・整理したもの(以下同じ)

センターが行う整理・分析について

第2回 小田原構成員 複数の医療機関から事例を集めて複数の医療機関に返すという形にしてほしい。

論 点

○ センターが行う、院内事故調査結果の整理・分析とその結果の医療機関への報告

法 律	省 令(イメージ)	通 知(イメージ)
<p>第6条の16</p> <p>医療事故調査・支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 第6条の11第4項の規定による報告により収集した情報の整理及び分析を行うこと。</p> <p>二 第6条の11第4項の規定による報告をした病院等の管理者に対し、前号の情報の整理及び分析の結果の報告を行うこと。</p>	<p>○ 省令事項なし</p>	<p>報告された院内事故調査結果の整理・分析、医療機関への分析結果の報告について</p> <p>○ 通知事項なし</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>➢ 報告された事例の匿名化・一般化を行い、データベース化、類型化するなどして類似事例を集積し、共通点・類似点を調べ、傾向や優先順位を勘案する。</p> <p>➢ 個別事例についての報告ではなく、集積した情報に対する分析に基づき、一般化・普遍化した報告をすること。</p> <p>➢ 医療機関の体制・規模等に配慮した再発防止策の検討を行うこと。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>(旧)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>(新)</p>  </div> </div>